

# 沖縄県令和6年11月本島北部豪雨災害見舞金募集要綱案（第3版）

## 1 趣旨

令和6年11月9日から10日にかけての大雨洪水により、沖縄県内北部地域で床上浸水や断水など、甚大な被害が生じています。

このため、社会福祉法人沖縄県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援するため、共同募金運動の一環として見舞金を募集します。

## 2 見舞金の名称

沖縄県令和6年11月本島北部豪雨災害見舞金

## 3 主催

社会福祉法人沖縄県共同募金会

## 4 共催

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

## 5 受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月27日（金）まで

## 6 見舞金の受付

### 【振込先①：手数料免除申請済】

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
沖縄銀行	石嶺支店	143	普通	1412281
沖縄海邦銀行	汀良支店	28	普通	187945
コザ信用金庫	安里支店	19	普通	143843
【口座名義】(福) 沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 (フク. オキナワケンキョウドウボキンカイ)				

### 【振込先②：手数料免除申請中】

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
琉球銀行	石嶺支店	323	普通	335408
沖縄県農業協同組合	首里支店	401	普通	21623
【口座名義】(福) 沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 (フク. オキナワケンキョウドウボキンカイ)				

※受付期間中、同一金融機関の本支店窓口からの振込手数料が免除されます。

※ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。

## 7 見舞金の配分

見舞金は、被害に遭った北部地域の各社会福祉協議会を通じて、床上・床下浸水の被災者の皆様にお見舞金として届けます。

## 8 見舞金の税制上の取り扱い

この見舞金は、共同募金として受け入れますので、次の法令等により寄附控除の対象となります。

(個人)

所得税法第 78 条第 2 項 (所得控除)

租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 第 1 項 (税額控除)

(法人)

法人税法第 37 条第 3 項

昭和 40 年大蔵省告示第 154 号第 4 号

上記の税制優遇措置を受けるには、本会発行の領収書が必要です。領収書を必要とされる場合は、沖縄県共同募金会または市町村共同募金委員会までお電話、E-mail によりご連絡ください。

## 9 その他

災害見舞金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 8 日から施行します。

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 9 日から施行します。

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 2 0 日から施行します。

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟 4 階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp